

出水市建設産業担い手確保支援事業(令和4年7月現在)



建設産業担い手確保の趣旨・目的

建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在である。建設産業を支える技術者等の確保・育成等のため支援をするものである。

・ 資格者証の写し(技術者)

者)の写し

·講習会受講証明書等(技能労働

用語の定義

<建設事業者>・・・建設業法第3条の規定により建設業の許可を受け、かつ、出水市の建設工事の入札参加資格を有する事業者であって、本市内に本店又は事業本部等を有し、常勤の技術者及び技能労働者を雇用するものいう。

<技術者>・・・建設業法第26条に規定する主任技術者であって、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。(①~③)

<技能労働者>・・・建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者であって、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。(①~③)

・新卒者の工事履歴が分かる書類

・新卒者が発行する奨励金の領収

・新卒者の健康保険証の写し



・イベント等において来客

者に対し実施するアン

ケート案

とするものである。				
項目	技術者・技能労働者(以下「技術者等」という。)の			④建設業魅力発信イベ
	①転入就職祝い金	②資格取得等支援金	③新卒者雇用支援金	ント等補助金
対象者	建設事業者に就職するため本市に 転入した 技術者等 (転入日と就職日の間が3月未満 に限る。)	技術者等の建設工事に必要な資格 の取得、講習会の受講、訓練等に 要する経費を負担する 建設事業者	新卒者を常勤の技術者等として雇用し、当該新卒者に奨励金を支給する 建設事業者	本市の建設業の魅力を発信 するイベント等を本市にお いて実施する 建設事業者の 団体等
対象経費	をし (転入日又は就職日のいずれか遅い日を起算日として、1年間当該事業者での勤務を継続したときに1年目の補助の対象となる。)	(1)建設業法第27条の技術検定に 係る検定料 (2)鹿県労働基準協会・建災防鹿県 支部の技能講習等に係る受講料 等 (3)出水共同訓練校の授業料 ※他機関等からの助成を受けた残りの額 が対象経費となる。	新卒者(雇用してから1年の者に限る。)に支給する奨励金(新卒者1人当たり10万円以上に限る。) 雇用日がR4.4.1以降の新卒者に支給する奨励金が対象 奨励金とは、通常支払われる賃金、給料、手当、賞与等以外に支払われる金銭をいう。	(1)重機等の借上料(当該団体等の会員が所有するものの借上料を除く。)及び回送費(2)パンフレット等の作成費(3)食糧費(イペント等の来客者用に限る。)(4)会場使用料、出展料等
補助金等	1年目 祝い金10万円 (その後も要件を満たせば2・3 年目もそれぞれ10万円)	対象経費の2分の1(1人1検定 等につき上限1万円。出水共同訓 練校長期課程は上限3万円)	新卒者1人当たり5万円 (1事業者当たり2人まで)	対象経費の2分の1(上限 10万円)
申請書の添付書類		・技術者等が検定等を受けた証拠 書類の写し・検定料等を建設事業者が支払った証拠書類の写し	・新卒者の学歴等新卒であることが分かる書類・新卒者が検定等を受講した証拠書類の写し	・事業計画書・収支予算書・団体の概要書(団体の規約・会則や構成員名簿)

・他機関等への経費支援申請書類

R4.7.8以降に受けた検定、講習会、訓練が

等の写し

対象